

1. 笠松町第6次総合計画の中間見直し方針について

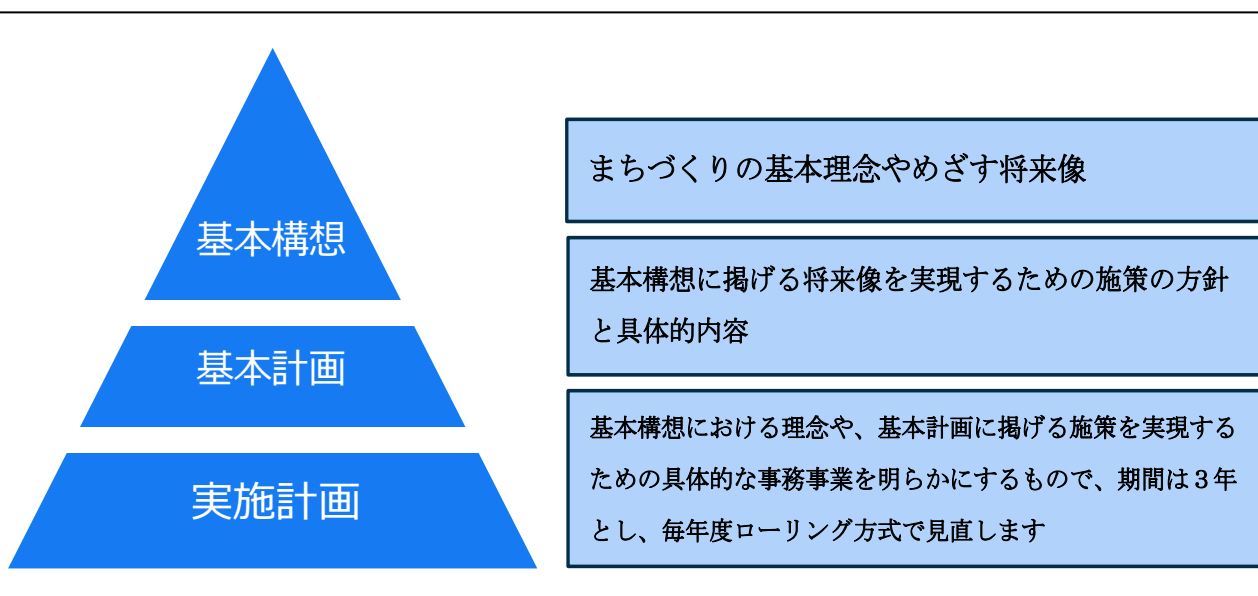
(1) 総合計画の位置づけ

今後のまちづくりの指針である町の最上位計画である。目指すべきまちの将来像と施策の方向性を示し、住民と行政が協働で推進する10年間のまちづくりの方向性を明らかにする。

(2) 総合計画の構成 (1頁)

「基本構想」「**基本計画**」「実施計画」で構成されている。

「**基本計画**」に関しては、社会経済環境の変化などへの的確な対応を図るため、中間年度に進捗状況を検証すると記載がある。



令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本構想 10年間									
前期基本計画 5年間 ・ 後期基本計画 5年間 (中間年度見直し) ※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、必要な見直しを行います。									
実施計画 3年間									
	実施計画 3年間								
		実施計画 3年間							

1. 笠松町第6次総合計画の中間見直し方針について

(3) 計画の見直し

- ☑序論 (1～23頁) : 社会潮流・人口ビジョン・財政の状況 について見直し
- 基本構想 (24～29頁) : 見直ししない
- ☑基本計画 (30～73頁) : 毎年審議会でのご意見を反映しているため、今回は次頁(4)の内容についてのみとする。
- 実施計画 : 毎年度ローリング方式で見直す → R8.1月完成予定

これまで実施した修正内容について

<R4年度：水色着色>

P. 38・39 新こども館

P. 44・53 KPIの修正 (海外派遣 → 地域間交流派遣、レンタサイクル利用者の廃止)

<R5年度：緑色着色>

P. 42 国際理解教育

P. 56 円城寺既舎移転の跡地活用

P. 70・71 自治体DXの推進

<R6年度：黄色着色>

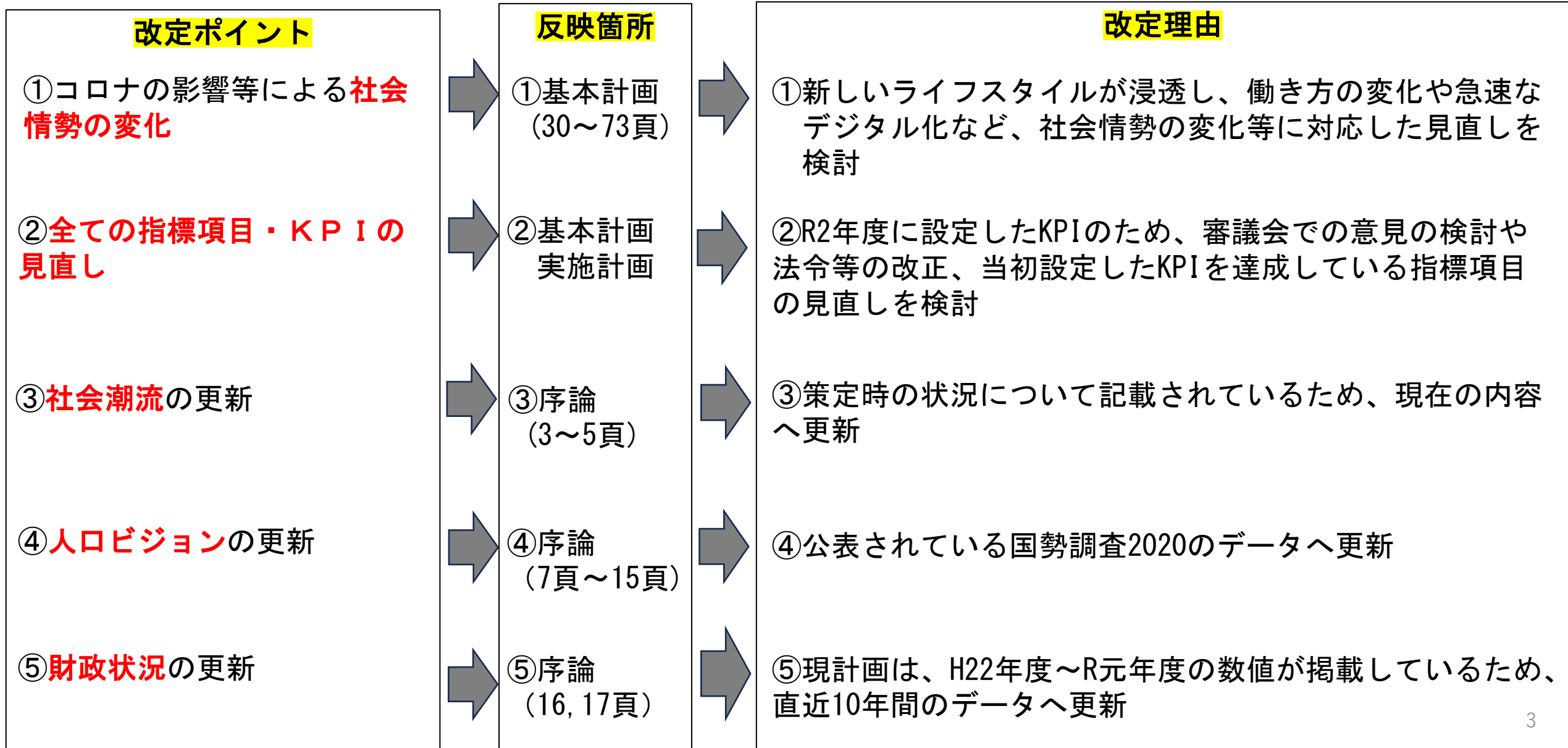
P. 38 児童生活習慣病予防事業の廃止

P. 62 女性の視点での防災リーダーの育成

P. 39ほか KPIの修正 (ファミリーサポートセンター会員数 → ファミリーサポートセンター利用者数)

1. 笠松町第6次総合計画の中間見直し方針について

(4) 基本計画の見直し（後期分：令和8年度～令和12年度）



1. 笠松町第 6 次総合計画の中間見直し方針について

(5) 基本計画の見直しの考え方 (30頁~73頁)

- ・新しい計画を策定するのではなく、現計画を基本とする。
- ・改定ポイントを踏まえた内容に修正する。
- ・同じ意味合いでの文章表現の変更は極力行わない。

概要：資料 2 - 1

詳細：資料 2 - 2

(6) 指標項目・KPI見直しの考え方

- ・現行の指標項目の削除は原則行わない。
- ・ただし、審議会での意見や、前期分の実績等を考慮し、目標値達成に向けて課題が生じている場合は、最終目標値の修正または新規指標の追加を検討する。

概要：資料 2 - 3

詳細：資料 2 - 4

(5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進



現状と課題、今後の方向性など

・平成 31 年から子育て世代包括支援センターを設置し、**令和 7 年度からは「こども家庭センター」として母子保健と児童福祉機能の連携をより強化したセンターとし**、妊娠時から子育て期間まで切れ目のない**伴奏型**の支援を行っています。また、母子健康手帳の交付、妊婦健診、産後健診・産後ケア事業、乳幼児健診、乳幼児教室、プレバマクラブ、マタニティ・育児相談、新生児聴覚検査費助成などを実施し、健やかな妊娠、出産、健全な乳幼児の成長・発達など母子の健康管理に努めています。

・学校保健と連携を図り、生活習慣病予防意識の高揚を図り、生活習慣病の予防・早期改善に取り組んでいます。また、**子ども医療費助成**を実施し、0歳から**18歳年度末までの子ども**がいつでも安心して医療サービスを受けられる環境を整備しています。

・育児相談・マタニティ相談を3会場で毎月実施、電話相談を随時実施しています。また、保育所の環境整備の支援をおこなっているほか、通常の保育に加え、延長保育・一時保育・療育支援・広域入所などを実施しています。現在、待機児童はいませんが、3歳未満児の入所希望が増えており、共働き世帯の増加とあわせて入所希望者の増加が見込まれ、保育士確保など体制整備に努める必要があります。

・放課後児童クラブは、平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間中に保護者の就労などで家庭において適切な監護が得られない小学校1年生から4年生までの児童（学校休業日にあつては、小学校1年生から6年生までの児童）に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を通じ児童の健全育成を図っています。特に、長期休業中は、通常の利用者に加え長期休業のみの利用者も入所するため、指導員の確保など体制強化に努める必要があります。

・令和3年度に「こども館」が新しく開館し、従来の乳幼児親子対象の「地域子育て支援拠点」としての機能に加え、「18歳未満の全ての子どもが自由に利用できる居場所」としての役割も併せ持つ施設として、子ども・子育て支援サービスの充実を図ります。また、こども館開館と同時に、子どもの権利を保障し、自由な意思表明を目的とする「子どもの権利条例」を施行し、新こども館が子どもの意見の尊重や主体的な活動の促進を実現する場として位置付けられ、これまで利用したことのない子どもたちや保護者にとって馴染みのある場所になるよう、学校や民間子育て団体などと連携しながら周知に努めています。また、平成24年4月から羽島市・岐南町と、広域でファミリー・サポート・センター事業を開始しており、引き続き、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方が会員となり、会員相互の援助活動の利用促進と情報提供を図っていきます。さらに、乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期において集団保育などが困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児・看護が困難な場合に受け入れを行う病児・病後児保育の体制強化に努め、子育て支援サービスを充実します。

・障がいのある子どもに対するサービス支援体制・相談支援機能の整備を図るとともに、障がいの早期発見・リハビリテーションなど療育の充実が求められており、障がいのある子どもやその家族が地域で安定した生活を送ることができるサポート体制を整えるなど社会資源の充実が必要です。また、令和2年度より子ども家庭総合支援拠点を開設し、原則18歳までのすべての子どもと家庭を切れ目なく継続的に支援しています。年々増加する虐待などの事例に対処するため、

主な取り組み

① 子どもや母親の健康の確保・増進

- ・母子保健事業の推進
- ・生活習慣病予防の推進
- ・医療費助成の継続的な実施

② 保育・子育て支援サービスの充実

- ・子育てに関する相談、支援の充実
- ・子育て世代包括支援の実施
- ・各種保育サービスの充実
- ・病児、病後児保育の充実

③ 幼児教育の充実

- ・幼稚園との連携の強化
- ・認定こども園※1の普及に向けた研究と検討
- ・幼児期を支える家庭教育への支援

④ 地域における子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点（こども館）の機能充実
- ・**18歳未満の子どもや保護者の居場所**・交流の場づくり
- ・地域における子育て支援機能の強化

⑤ 支援が必要な子育て家庭への支援の充実

- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・児童虐待の防止と早期発見、早期対応
- ・障がいのある子どもへの相談、支援の充実

※1 認定こども園：幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこと。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
新生児聴覚検査費用助成件数	139件	140件	140件
子育て支援講座参加者数	1,035人	1,200人	1,400人
ファミリー・サポート・センター利用者数	220人	242人	264人
地域子育て支援拠点（こども館） 乳幼児親子等 の利用者数（人）	9,186人	10,500人	11,000人 17,600人
中高生の居場所（こども館）利用者数（人）	—	—	363人

審議会等の意見を反映し、これまで3度改定しているため、それ以外を対象とする。

第1版:R5.2(水色着色)

第2版:R6.2(緑色着色)

第3版:R7.2(黄色着色)

今回:R7.11(赤字下線)